

1 全国森林計画の趣旨

全国森林計画は、農林水産大臣が森林法第4条の規定に基づき、森林・林業基本計画に即して、5年ごとに15年を1期としてたてる計画（令和6年4月1日から令和21年3月31日の15年間）。

都道府県知事がたてる地域森林計画等の指針として、森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積や造林面積等の計画量、施業の基準等を示すもの。

2 計画の概要

○ 現行計画変更（令和3年6月）以降に生じた情勢の変化や新たな施策の導入を踏まえて、以下の内容について記述を追加、充実。

- 盛土等の安全対策の適切な実施
- 木材合法性確認の取組強化
- 花粉発生源対策の加速化
- 林業労働力の確保の促進
- 高度な森林資源情報の整備・活用

○ 広域的な流域（44流域）ごとに定めている①森林整備及び保全の目標、②伐採立木材積、③造林面積等の計画量について、森林・林業基本計画に示されている目標等の考え方に即し、新たな計画期間に応じた計画量を算定。

【森林の整備及び保全の目標】

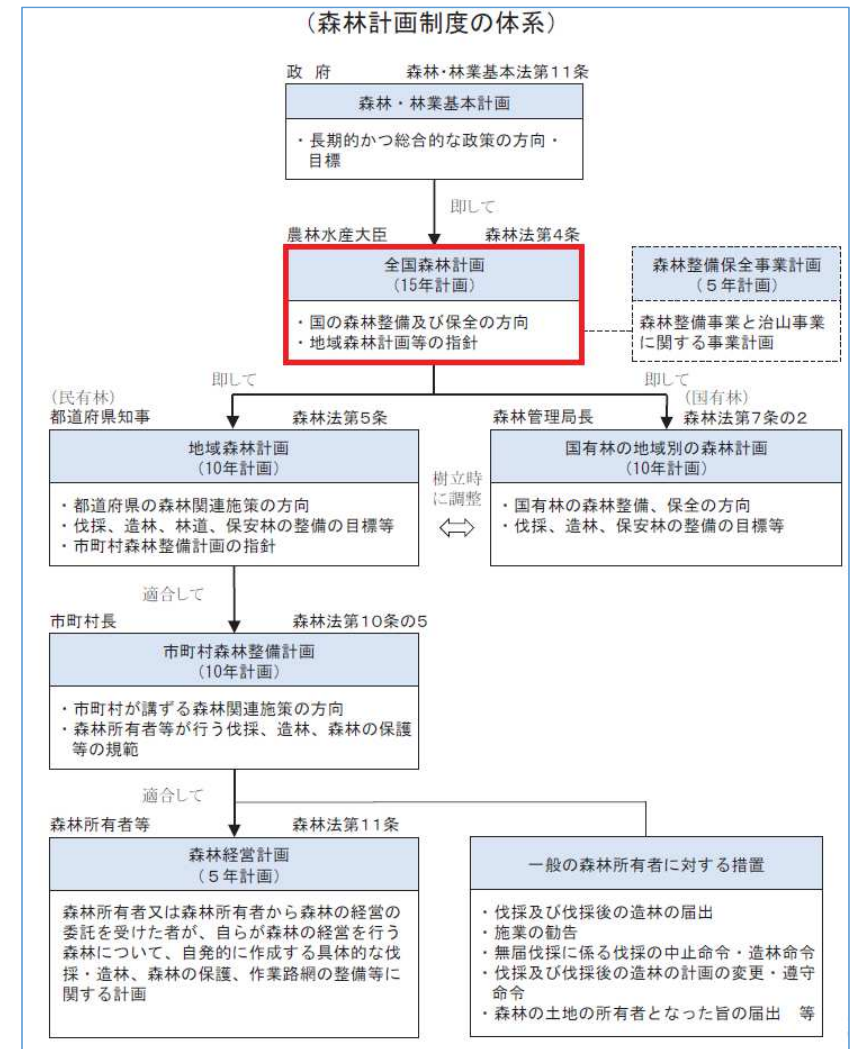
区 分		現況 (R4.3末)	計画期末 (R21.3末)
森林面積 (千ha)	育成単層林	10,099	9,801
	育成複層林	1,110	1,727
	天然生林	13,816	13,497

注) 現況は令和4年3月31日、計画期末は令和21年3月31日時点の数値

【計画量】

区 分		計 画 量
伐採立木材積 (万m ³)	総 数	88,899
	主 伐	54,458
	間 伐	34,441
造林面積 (千ha)	人工造林	1,375
	天然更新	792
林道開設量 (千km)		14.6
間伐面積 (参考) (千ha)		5,886

注) 計画期間（令和6年4月1日～令和21年3月31日）の総量



3. 次期計画案の検討 ②-1 新たな施策の導入等を踏まえた見直し

盛土等の安全対策の適切な実施 及び 林地開発許可制度の適切な運用

「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)の施行(令和5年5月)を踏まえ、盛土等の安全対策の実施に関する記述を追加

また、森林法施行令の改正(令和4年9月)など林地開発許可制度の許可基準を見直したことを踏まえ、制度の運用に関する記述を充実。

Ⅲ 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

※ は、委員からの事前意見を踏まえた変更点

新(次期計画)	旧(現行計画)
<p>森林の土地の保全については、Iに定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度を厳正に運用する。また、第4表の(3)(25頁参照)の基準に該当する森林については、森林の土地の保全に特に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>太陽光発電設備</u>を設置する場合には、<u>小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと</u>、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、<u>許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに</u>、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。</p> <p><u>加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。</u></p>	<p>森林の土地の保全については、Iに定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度を厳正に運用する。また、第4表の(3)(25頁参照)の基準に該当する森林については、森林の土地の保全に特に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>太陽光発電施設</u>を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。</p>

3. 次期計画案の検討 ②-2 新たな施策の導入等を踏まえた見直し



木材の合法性確認の取組強化

令和5年4月に改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称:クリーンウッド法)を踏まえ、木材関連事業者の取組に関する記述を充実。

II 森林の整備に関する事項

4 森林施業の合理化に関する事項

(4) 木材加工・流通体制の整備

新(次期計画)	旧(現行計画)
<p>木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。また、<u>国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。</u></p>	<p>木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。また、<u>合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。</u></p>

3. 次期計画案の検討 ②-3 新たな施策の導入等を踏まえた見直し

花粉症発生源対策の加速化

令和5年5月の「花粉症対策の全体像(花粉症に関する関係閣僚会議決定)」を踏まえ、発生源対策(スギ人工林の伐採・植替え等の加速化)に関する記述を充実

I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

新(次期計画)	旧(現行計画)
<p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、<u>豪雨の増加等の自然環境の変化</u>、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮する。また、<u>近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。</u></p>	<p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、<u>豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性</u>、放射性物質の影響等にも配慮する。</p>

(1) 北海道、(2) 本州東北部太平洋岸、(3) 本州北部日本海側、(4) 関東及び中部太平洋側、(5) 南近畿及び四国東部、(6) 西日本及び四国西部、(7) 南四国及び九州について、花粉発生源対策の加速化に関する記述を記載。